



町長からのメッセージ

町のみなさん、お元気ですか。

85 町長の議会だより

議会が守る町民の利益とは何か――

議会は町民の利益を守るために存在し、首長が恣意的な行政の運営をしていないか、あるいはさまざまな事業について法律面や運営面から見て問題がないか審議を行い、また、町民の皆さまの声を吸い上げて町政に反映させるなど多くの重い課題を担っています。

議会を構成する議員の皆さまは、お一人お一人が議決権を授けられ、町民の皆さまになり代わって首長が議会に提案する議案をさまざま角度から審議し、認めるか認めないか議決権行使して賛成・反対を表明します。可決となれば事業は執行され、否決となれば事業は執行されません。また、首長の行政運営に問題があると判断すれば、特別委員会を設けて調査を行います。首長が町民の利益を守つて行政を行っているか否かという一点を見極めて、議決権は行使されるものと理解をしています。

それでは、議会が守るべき町民の利益とは何でしょうか。首長が提案する事業にかかる議案は、一方において、事業の目的や目指す成果などの内容が述べられ、他方において、投入される予算が計上されています。議員は、まず、事業の目的や目指す成果と予算の釣り合適法性について、最後に、事業の目的や目指す成果と予算の釣り合などについて審議し、問題がなければ、当該の議案は町民の利益にかなっていると判断されるのではないか。また、行政運営については、首長の恣意性の有無などについて判断し、さらに町民の利益が守られたか否かを調査し、守られていないと結論付ければ首長に対して是正を勧告し、場合によっては首長に不信任を突き付けることになります。

議会は町民の負託に応えているか

11月27日、28日、29日の3日間にわたって議会報告会がそれぞれの自治会で開催されました。また、24日には行政当局に対しても議会報告会が開催されました。それぞれの自治会において開催された議会報告会では、地域の方から厳しい意見が多数出されたと聞き及んでいます。

厳しい意見の一つは、中山三星建材工場跡地の購入事案に対する議会の責任と対応であつたとのことでありました。ところで、この購入事案のその後の対応について、議会は町民の利益を守るように動いたのでしょうか。

私は、「議会は調査特別委員会を設けるとともに、監査委員に監査を求め、工場跡地の購入事案について調査を行つたものの、真相の解明については有耶無耶にしてしまつたことにより、町民の利益は守られず、反対に町民の利益に背く結果を招いたのではないか」と考えています。

私が議会に調査をお願いした目的は、「この工場跡地の購入は首長の恣意的（勝手気まま）な行政運営を排除するシステムを議会と共に築きあげたい」と熱望したからに他なりません。自治体の運営において最も大事なことは、「誰が首長になつても、首長は問題があつた」とした最終報告をまとめた調査特別委員会の委員長を務めた藤田和寿議員は、「購入は問題がなかつた」とした監査結果報告と「問題があつた」とした最終報告を「真摯に受け止める」とし、日本語として全く理解不能の発議案の提出者として名乗りを挙げられたのです。

議会の信頼回復の手立ては

議員のお一人お一人は、「有権者から議員に授けられた議決権の行使は『町民の利益を守る』という一点に懸かっている」ことに思いを寄せていただきたいと願うものです。

中山三星建材工場跡地の購入事案は、首長の恣意的な行政運営を問い合わせただけにかえすがえすも残念であり胸が張り裂ける思いです。

今からでも遅くはないと思います。今一度、議員の皆さまは、まず、最終報告を議決し、次いで、「議会の役割は、町民の利益を守る」という原点に立ち返り、監査委員である八木宣和議員にはありもしない「利害を調整する権限」を持ち出してまで「工場跡地の購入は問題なかつた」とした説明を、藤田和寿議員には、「内容が全く相いれない監査報告と最終報告を真摯に受け止める」などといった議会を冒涜するような発議案の提出者になつた説明を求める手立てを講じ、町民に対する信義回復のサイ

の恣意的な考えによつて行政の運営が行われてはならない」といつた鉄則を選挙で選ばれた首長や議員が胸に刻み、政策の立案および決定、並びに審議に臨むことではないでしょうか。

議会には

危機管理が働いているか

昨年末の第4回（12月）議会定例会において、藤田和寿議員から「町の危機管理について」と題した一般質問が出されました。この質問の肝心な部分は、「危機管理の考え方」にあります。

自治体の危機は、一言で言えば、「住民からの批判の発生と信頼の喪失」に尽きます。自治体が最もダメージを受ける危機は、住民に対してして質問が出されました。この質問の肝心な部分は、「危機管理の考え方」にあります。

「住民からの批判の発生と信頼の喪失」に尽きます。自治体が最もダメージを受ける危機は、住民に対してして

「説明できないこと」や「説明しても納得してもらえないこと」を起こしてしまうことです。従つて、危機が起らぬないように危機を管理することが求められ、さまざまな対策が講じられることがあります。

危機管理には、危機が起らぬよう「未然防止のための危機管理」と、危機が発生した際の「発生時対応の危機管理」の二種類があり、前者はリスク・マネージメント、後者はクライシス・マネージメントと呼ばれています。

議会は、先ほど述べたように、町民の利益を守るといった鉄則に基づいて、首長が提案した議案などを審議し、行政運営に疑義があると判断すれば、特別委員会を設置して調査します。一言で言えば、民意に沿うことなどが議会の「未然防止のための危機管理」となるのではないでしょうが。

なぜ、危機管理が動かなかつたのか

議会は、先ほど述べたように、町民の利益を守るといつた鉄則に基づいて、首長が提案した議案などを審議し、行政運営に疑義があると判断すれば、特別委員会を設置して調査します。一言で言えば、民意に沿うことなどが議会の「未然防止のための危機管理」となるのではないでしょうが。

議会は、中山三星建材株工場跡地の調査活動では、八木宣和議員の監査報告によつて危機が発生したにもかかわらず、その危機によつて起きたダメージを行政当局や自治会などの説明要求に積極的に応えて最小限にしようとはせず、反対に断固拒否してダメージをさらに大きくしました。その上、工場跡地の購入は「行政財産を取得する要件は満たしていないかった」とする最終報告を議決せずに棚上げし、あろうことか、「購入

は問題があつた」とした最終報告をまとめた調査特別委員会の委員長を務めた藤田和寿議員は、「購入は問題がなかつた」とした監査結果報告と「問題があつた」とした最終報告を「真摯に受け止める」とし、日本語として全く理解不能の発議案の提出者として名乗りを挙げられたのです。

まず、八木宣和議員が、監査委員に与えられていない「利害を調整する権限」によつた監査報告書を提出した時点で、議会は危機が発生した事態を重く受け止めるべきでした。議会は、起きてしまつたことは仕方がないと判断し、危機が発生した時点で行政当局や自治会、あるいはマスコミと意志の疎通を図り、議会の受けたダメージを最小限に食い止め措置を講ずるべきでした。

次いで、「購入は問題があつた」と結論付けた最終報告を吉田町議会に提出して議決すれば議会の意志が明らかになつたはずでした。

議会は、工場跡地の購入事案の調査では、真相を有耶無耶にして葬り去り、議会に課せられた「町民の利益を守る」使命を忘れ、町民の皆さまの信頼を失う結果を招いてしまつたのではないでしょうか。

